

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年5月16日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	11番 宇津木利正	12番 太田一己
13番 川野実重	14番 河崎繁	15番 雪上勲
16番 古澤直通	17番 高原峯夫	18番 大森茂利
19番 藤澤美芳	20番 長船裕一	21番 永守修一
24番 石黒五月	25番 大内美智子	26番 原野健一
27番 石原芳高		

欠席委員

22番 久山英之
23番 上村善亮

4. 議事に参与した者

事務局長 小林 裕治
事務局 島 宏彰
事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたので、ただ今から平成29年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。皆さんには、大変農作業がお忙しい中での出席ありがとうございます。本日も数件の議案が提出されておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、22番・久山委員、23番・上村委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに14番・河崎委員、15番・雪上委員、よろしく申し上げます。
早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案資料1頁目の農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成29年度瀬戸内市農業委員会第1回総会で農地転用許可と議決されました■■■■外1件の農地法第5条許可申請について、平成29年4月25日の瀬戸内市開発審議会で事業の承認がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目下段をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【2番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は1,636㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は7,383㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に畑として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の古澤委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「備前市畠田■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「岡山市中区長岡■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町長船■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は818㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は26,461㎡です。家族数は4名、うち耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、

農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人が「畑」として耕作しており、今後も畑として耕作を行っていく予定としております。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の長船委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、8番・大森委員さんと19番・藤澤委員さん、お願いします。
- 8 番 委 員 それでは、1号議案の1番案件について説明いたします。譲受人と譲渡人らは遠い親戚にあるようで、市に在住の譲受人に土地の所有をまとめるものでございますので、何ら異議はございません。
- 19 番 委 員 同じく福岡にも農地がありますが、大森委員さんの言われた事情でして異議ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、16番・古澤委員さん、お願いします。
- 16 番 委 員 譲受人と譲渡人は飯井西谷地区の住人で、家も隣同士で仲のよい間柄でございます。2人の間で話をして売買がまとまったそうです。登記地目は田でございますが、現況は畑となっており、現地も柿の木が植えてあります。確認したところ、今後も畑として耕作を続けていくそうで、近隣の農地に影響もないことから、特に問題等はございません。よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、20番・長船委員さん、お願いします。

20 番 委 員 長 船です。3 番案件ですが、譲受人、譲渡人は兄妹でございまして、遺産相続の関係で■■■■さんの名義となっておりますが、岡山市に在住ということもあって、これまでも譲受人の■■■■さんが耕作をしていたそうです。内容としては名義変更ということもあって、特に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

3 番 委 員 1 番案件ですが、今回の案件では持分144のうち120にしかなら

事 務 局 ないけど、これでよいのか。
今回の案件については、譲渡人それぞれの持分は移転するものでございまして、申請地は許可後も■■さんともう1人の方の共有名義となります。残った144分の20については、こちらも遠い親戚にあたるそうですが、東京にお住まいの方でございまして、最終的には譲受人の■■さんの単独所有にする予定とはなっていますが、今回は先に話がまとまったものだけを申請してきたようです。もともと相続未登記になっていた土地でございまして、権利関係が複雑になっていたこともあり、一部にはなっても早い対応をしているとのこと。

議 長 他に何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目下段をご覧ください。

【1 番案件】

申請人「長船町服部■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町牛文■■」。地目は「畑」。面積は48㎡。転用目的は「進入路及び露天駐車場」。施設の概要は「進入路及び露天駐車場48㎡」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■です。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地となっております。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。長船東幼稚園から東に約400mのところの位置しております。

- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたい
と思います。1番案件の担当委員さん、17番・高原委員さん、お
願いいたします。
- 17番委員 17番・高原です。図面を見てもらいたいのですが、今回の申請地の
北側に昨年の9月の総会で許可となった墓地用地があります。当初は
墓地と駐車場にする予定でしたが、傾斜がきつくて駐車場用地の確保
ができなかったそうで、今回の申請があったようです。駐車場と隣地
の農地への進入路ということで、特に問題はございません。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第2号議案につきまし
て何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手
をお願いします。
(賛成者挙手)
はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして
第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画につ
いて(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
**【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議
案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がござ
いましてらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせて
頂きます。
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願
いします。
- 事 務 局 次回は、6月8日木曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所大会
議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し
上げますと、7月7日金曜日に開催予定となっております。事務局
からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29
年度5月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。
(午前10時15分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 5月16日

議 長

署名委員

署名委員